

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年1月17日(火) 午前10時50分～午後0時15分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 4番 杉浦 浩一、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、  
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、  
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、  
16番 倉田 利奈  
オブザーバー  
議長(12番) 鈴木 勝彦、 副議長(2番) 神谷 直子

### 2. 欠席者

15番 内藤とし子

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 総括質疑の通告制の検証について
- 2 議員定数の見直しに伴う検討事項について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

議題に入る前に、議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議長 改めましてございます。

委員長のお許しをいただきまして、少し本題に入る前にお話をさせていただきたいと思っております。

さきの12月定例会において、通告制の実施を行いまして、一定の成果が上がったものだと私は思っておりますし、皆さんの御協力のたまものだと思っております。

それを受けまして、また議員定数の一部改正におきましても、16から14を可決していただきました。これも皆さん方の御協力のたまものだと思っております。

それを受けまして、ぜひ、本題にも入っていると申しますが、12月議会で行われた通告制についての検証をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それを受けて、今度行われます3月議会へ向けて、どういう改革をしていったらいいのか、どういう課題があったのかというところも、また検証していただいて、よりよい議会にさせていただきたいとそんなふうに思っております。

また、定数の問題でありますけども、3月議会までに議会の在り方というところを本特別委員会で御議論していただいて、選挙後の体制についても3月議会に上程をしていきたいと思っておりますので、少ない時間ではありますけども、皆さん方のお知恵をいただいて、選挙後の議会の在り方を検討していただきたいと、そんなふうに思っておりますので冒頭に当たりまして、皆さん方にお礼とお礼を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

## 《議 題》

### 1 総括質疑の通告制の検証について

委員長 本件については、あらかじめ各会派から御意見をいただき各会派の回答をまとめたものをタブレットに掲載しておりますので既に御確認いただいております。

各会派から御提出いただきました御意見について、補足説明等ございましたらお願いをいたします。

初めに市政クラブさん、杉浦辰夫委員。

意(10) ここにうたっているもの以外というか順番でとりあえずは読み上げてったほうがいいですか。

まず、1番目の評価できる点、良かった点についてです。

まず、議事進行が議案順のために分かりやすかった。それから、質疑と答弁がかみ合うことにより、要点がしっかりと整理されていた。

3つ目として、円滑に議事が進み、質疑が滞ることがなかった。

2番目の改善すべき点等については、通告した質疑が行われないことがあったことに対しては、通告者に対して必ず発言を求める。2つ目として、通告内容について、議案名、件名、質疑内容など統一した通告が行われなかったことに対しては、簡潔な質疑内容まで明記する。それから3つ目の、通告については、会派単位で出せることとする。これについては理由としましては、一人会派は当然、今までと同じ現状ということになります。2人以上の会派において

は、通告提出時は代表で提出していただいて、質疑時には、これは分担して行うことができるということになります。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） 1番の評価できる点、良かった点は、今話がありますように、質疑内容が明確になった、ようするに分かりやすくなったということ。

改善すべき点等は、今のところはまだちょっと分かりませんのでよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

次に共産党さん、内藤とし子委員は今日御欠席ですので、見ていただいているとおりになります。改善点のところに書いてあるとおりにだと思います。

続きまして、青政会さん、柴田耕一委員。

意（6） 評価する点とか良かった点は、重複する質疑等がなくて議題の範疇で質疑が終わったということです。

それと改善すべき点としては、事業名の記入について、多く質問する場合の記入は一々事業名まで記入せず、款項目節までで何とか対応できないかというふうに考えております。

以上です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意（5） 一番上です。ある程度、スムーズに審議できたんじゃないかなというふうに考えております。

改善すべき点に関しては特にないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

次に新政会さん、黒川美克委員。

意（8） 評価できる点は特にありません。

それから改善すべき点は、通告なしで関連質問を認めていただきたいと思

ます。そこに具体的な対応を書いてありますけども、関連質問であれば当局も困らない。それだけです。

委員長 はい、ありがとうございます。

次に、市民の会さん、倉田利奈委員。

意（16） 評価できる点については、どこがよかったのかっていうのは私にはちょっと分からなかったのので、今までよかったっていう議員の方に、できればちょっと具体的にこういうところですよってことを教えていただけたらと思います。

むしろ、再質問ができないっていうことで深い審議ができなかったんじゃないのかなと私のほうは思っております。

それから改善すべき点として、今回、追加議案について通告できなかったんですよね。通告が1日目の翌日っていうことなので、その後に追加議案とか出ていると結局、追加議案については、いつまでに通告すればいいのかってことが明白でなかった。

近隣市の、前資料いただいたように、結局本当に当日の朝でもいいとか前日まででもいいということで、やはり議員がしっかりいろんなことを把握した上できちんと質問に対応する時間が確保されておりますので、そういう形にしていかないと追加議案については、どういうふうに通告するかっていうことが明白でありませんでした。

それから付託委員会の訂正も今回ございまして、通告期間を過ぎていたということでこの件につきましても、先ほどと同じように本会議の1日目の翌日っていう非常に短い期間であったので、その後に付託委員会の訂正があった場合は質問ができないという今状況かと思えます。

あとちょっと追加で、今回柴田議員がすごくたくさん質問書かれてたんですけども、結局質問されなかったということで、やはり1日目の次の日だとそういうふうになるのかなと思うんですよね。

しっかり私たちが個別に調査、研究をする時間がないと、ある程度書いとかなないと当日できないという焦りもございまして、やはり通告の日数についてはしっかりもう一度協議していただかないと、通告したけど、いやいやもうこ

これはわざわざ議会で聞くようなことじゃないなということであれば、きっとそれは質問しなくてよくなりますので、そういうことも含めて、もう一度決めていただきたいなと思います。

以上です。

はい、次に清風会さん、長谷川広昌委員。

意(7) 評価できる点、良かった点については、答弁が分かりやすくなった。今後さらに、質疑の質等が向上していくのではないかというふうに私は感じます。

2番目の改善すべき点等については、予算のところでは、1議案の質疑を行って、歳入と歳出で2回以上の質疑があったところがあったので、本来は1議案につき質疑2回までなので、意識的に歳入で1回、歳出で1回というふうにしてほしいなと思いました。

委員長 ありがとうございます。

今振り返りの部分においては、皆さんから御意見をいただいておりますけれども、総括質疑の通告制については、様々な御意見の中でも特に、大方の会派の方から、円滑に議事が進んだとか質疑が明確になったとか、答弁が分かりやすくなったとかっていうことで、評価できるという意見が出されております。一定の効果があったというふうに考えてもよいのではないかなというふうに思っております。

今後も引き続き、総括質疑の通告制を実施していきたいと思うんですけれども、これには御異議はございませんか。

「異議あり。」と発声するものあり。

意(16) 余りにも、例えばさっき言ったように、1日目の翌日しか駄目とか、結局委員会も、今、長谷川議員がおっしゃったように歳入、歳出で1回ずつじゃないのかっていう話とかっていうことで、やはりこれ議論が逆に深まらないなというふうに私は思っていますので、ちょっと私は異議を申し立てたいと思います。

委員長 倉田委員に発言したいんですけれども、今言われてるのは通告制をやった場合のここがいかん、あそこがいかんって話じゃないですか。通告制自体がいけないということに対しての異議ですよ、先ほど手を挙げられたのは。

やり方がよくなればオーケーということでもいいんですか。

そういうことなんですかね。

意(16) やり方がよければオーケーというか、やり方が、もっと議員が活発に審議に参加できるような形になれば、私も内容によってはオーケーかもしれないんですけど、というところです。

ただ、私はそれを考えるっていうかそういうふうにもいろいろ決めていってしまうのも今から大変なことなので、以前のおり、私はこの通告制がない状況でもいいんじゃないかということで異議を申し立てました。

委員長 今回、ここでの議論は振り返りとともに、12月定例会で総括質疑の通告制をどうするかというところまで決めていかないといけないんです。ごめんなさい、3月定例会で総括質疑の通告制をどうするのかということで、もし実施をするのであれば何か改善すべきところがあるなら、それをこのように改善をするというところを決めていかないといけないというこの会議であります。

ですから、まず、3月定例会の総括質疑の通告制を実施するかしないか、これに対して御異議がございましたので、採決をとらせていただいて、きちんと方向だけしっかりと決めないと次の議論に入りませんので、そういうふうにしたしたいと思いますけども。

採決の内容としては、総括質疑の通告制を今後行うということに賛成か否かでお諮りしたいと思いますけどよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは総括質疑の通告制を今後行うことについて賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、総括質疑の通告制を今後も行うことに決定いたしました。

ただし、あくまで試験的な導入ということは、まだそういう言い方をしないといけないというふうに私は思ってますので、そのことは皆さん方も御理解をさせていただきたいと思います。

それでは、総括質疑の通告制を導入したことによって市民に少しでも分かりやすい質疑としての一定の効果があつたと思いますけども、改善すべき点というの御意見が出されております。

定例会における総括質疑の通告制のルールに組入れた資料を作成いたしましたので御覧をいただきたいと思います。

通告書も入れて3枚の資料になります。

これを見ていただきますと、(1) 通告書の受付については、高浜市民の会さんから、総括質疑の前日までとするという修正案が提出をされております。

(2) の通告書の提出については、市政クラブさんから、同一会派者による持参も可能とする修正案が提出されております。

それから(8)の無通告者発言については、新政会さんから、通告なしで関連質問を認めるとする修正案が提出されております。

また、(9)その他では、総括質疑通告書の書式について、青政会さんから、別紙の記載例のとおり、事業の省略または短縮表記をする修正案が提出されて、さらに、総括質疑における姿勢等について市政クラブさん、清風会さんから、総括質疑は大綱的なものに限るとする修正案が提出されました。

これらのものを3月定例会において取り入れるかどうかの協議をお願いしたいと思うんですけれども、御意見のある方いらっしゃいますか。

問(10) 一つずつじゃなくて、この赤字の修正案を取り入れたいという部分を言うのか、どういうあれで言えばいいですか。

委員長 今、意見として出されてる市政クラブさんの場合だと、(2)のところに出されてますよね。このところについてはこういう意味合いとしてこうしてほしいというようなことを言っていただくということでもいいと思いますし、それから、ほかのところに対しては、何か質問があるのであれば質問をしてい

ただいてもいいのかなというふうに思いますけど。

意（10） まず、通告書の受付については、最初、一応試行ということで書いてあります。受付は定例会開会 2 日目の午後 5 時まで、これはそのままがいいと思います。

（2）の通告書の提出については、修正案で私どもが出させていただきとるように、本人が持参するということは当然原則ですけど、会派に 2 人以上いる場合は代表者が出して、持参は本人ではなくても結構ということで、当日、質疑する場合は、ほかの代表者以外の人も質疑ができるということ。

あとは、修正案、その他のほうの部分については、総括質疑は大綱的なものに限るということを出させていただきましたけど、あくまでも総括というのは大綱的なものであって、細部にわたっては各常任委員会とか何か分かれている場合は、委員会で質疑をしていただくということになると思います。

以上です。

委員長 先ほど言ったのは、通告書の提出をしたいとする本人が通告書の提出をするのではなくて、同じ会派の者がしてもいいですよって意味なのか、それとも、通告自体を会派としてやれるようにするという意味なのか、どちらですか。

意（10） 今委員長が言われましたように、会派として、2 人以上あった場合は会派ということになると思いますので、会派として通告ができ、個々の質疑が幾つかあった場合は、会派の中の人が分担して行えるという。

委員長 要は、市政クラブさんが通告者となって通告書を提出すると。その場合、市政クラブの誰が総括質疑でやってもいいよということですね。もちろんその議案は指定をしていくんですけど、ということですね。

ほかに御意見ありますか。

意 見 な し

委員長 2 人以上の会派でいうと公明党さんですけども、ほかのところは皆さんお 1 人だもんですから、小嶋委員さん、何か今の件で。

意（14） この文書を読むと別に2人以上の人がいるという会派に関しては、それとできるというふうに僕解釈したもので、例えば2人おって1人が別々に提出することもできるし、まとめて提出もできるというふうにとったもので、ちょっとどっちがいいかって言われても、これちょっと。

意（10） 今、小嶋委員が言われたように、1人でも提出し、会派でも提出するとちょっとダブるものですから、ある程度会派の中でまとめることができれば、重複的なことがなくなると思うというそういう意味合いがあります。

意（14） そうであれば、あらかじめ各会派できちんと打合せをして、提出は会派として出すという、そうやって決まれば僕はそれでいいと思います。

委員長 ほかに。

議長 この中にはないわけですが、仮にメールでの提出、ここでは持参が原則となっておりますけども、もし体調が悪いとか、そういう場合のメールでの提出も、その提出方法について、少し議論をしていただけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ちょっと先に通告書の提出の部分だけを特化して進めていきたいと思っておりますけども、今出てきているのは、会派としての提出も可能とするという意見と、それからもう一点が、今議長のほうから出ましたメールあるいはファクスでも同じかもしれませんが、持参という行為をとらなくても、これは2つ意味合いがあると思うんですけれども、現状では、例えば、コロナ感染の、あるいはインフルエンザの感染リスクを低くするために安易な形での登庁をしないということが考えられるっていうのと、それからもう一つは、我々は、このところずっとペーパーレス化ということを図ってやってきてる中で、タブレットも全部、貸与でありますけれども、一人1台ずつ与えられてるという中で考えると、メールというのも一つの選択肢なのかなというところもあるという意味合いが出てくるのかなというふうに思っておりますけども、これについていかがでしょう。

御意見ある方いらっしゃいますか。

意（16） 今回の、特にコロナに感染ということで、自分は元気なんだけど、濃厚接触者、家族がなってるということで、本来、病院の先生が外出していい

ですよって言われてても、やはりもうちょっと出ないほうがいいかなとかそういう判断もあるかと思imasuので、そういうのも含めると、やはりそれによって通告だけができないっていうのも議員としての使命がなかなか果たせなくなってしまうので、やはり持参だけではなくメールとかラインとかでもできるようにということでお願いしたいと思imasu。

委員長 それでは、とりあえず提出の方法に関しましては、本人の持参が原則というのはこれはこのまま文言として残しますけれども、メールあるいはファクス等でオーケーという形をとることに、これは異議ございせんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

意（16） ちょっと今の発言にプラスアルファして、メールとかも、私もこないだ大事なメールがなぜか議会事務局から来てたのが迷惑メールに入ってた気がなかったってこともありますので、やはりメールとかラインとかファクスで提出の際は、ちょっと電話で確認だけ出しましたということであるところを、ここはちょっと内々で結構ですので、決めておきたいと思imasu。

委員長 いろいろな考え方があると思imasuけども、例えば、私は事務局にメールを送るときは必ず自分に同時に送るんですよ。自分とこに来てれば、もうほぼ100%事務局に届いてるわけですので、まだやり方は様々あると思imasuんですけども、今の明記するとかなんとかっていうことよりも今、倉田委員が言われたことに対して、そういうことは御自身で回避をしていただかなければならぬので、事務局が例えば、こういう届出がまだ出てませんよとかっていうものは事務局のほうから言う可能性はありますけども、この通告書に関しては、出す人、出さない人、事務局のほうは分かりませんので、これを御自身でそのような形をとっていただくということになると思imasu。

ただ、通告書の提出についてはそのような形にしますけども、期日に対しては、どうしましょう。

意（8） 僕は、期日のほうは遅くしてほしいです。

現行どおりだというと期間が短いので、僕は関連質問を認めてくれっていう

のは、関連質問を認めてくれれば、仮に、そういうときに出してなくても人が質問したやつでこのことをもう少し詳しく聞きたいなということもありますので、同じ、いわゆる自分が所属してる委員会だったらいいんですけれども違う委員会だというと質問することができないもので、その辺のところは考えていただきたいと思います。

委員長 ちょっとレアケースで言うと、例えば、追加議案の問題とか、今日、追加議案のことが振り返りの中に書いてありましたけれども、そういった場合なんかは本当にどうするのっていう話になるんですね。細かいこと言い出すと切りがない話になってしまいます。例えば最終日に上程というのものないことはない話になります。

ですから、基本的にこの総括質疑の通告制を議論しているときっていうのは、一般に初日に上程をされて、それで開会2日目の午後5時までということは、そっから考えると、すみません。ただ、総括質疑の前日までとするということになると、そうすると開会2日目よりも5日ぐらい違う。最短で4日間ぐらいになっちゃうのかな。土日が入るとまた日程は変わりますけども。

ただ、総括質疑っていうのは、あくまで委員会付託があるという前提でやるものですから、そこで総括質疑を通告される方っていうのは、自分の所属委員会以外の所管以外のところで質疑をするということになりますので、そのところを御自身が自分で完結して質疑をしていかなきゃいけないということではなくって、あくまで委員会制度ってのはそのためにつくってあるわけですから委員会で深く議論してもらって、その中でやっていただくということをやっぱり踏まえて考えていただかないと、会派が1人だからっていうことを言い出すとこれも切りのない話になってしまうんですね。

だから、この議会制というところと委員会制を設けてるっていうこと、その辺のところを踏まえて、毎回の定例会でどのような議論を進めていくのかというところを前提にした形で御議論いただかないと。

意（8） 基本的に議員は一人一人いろいろな意見や何か発言して初めて議員の責任は果たされるわけじゃないですか。

国のほうは政党政治ですから、いわゆる政党に所属しなければ、いろいろな

ことは聞けない。そういったことは、これはもう制度上の問題だもんで。

ところが、市議会というのは、なぜ皆さん方自民党員であっても、いわゆる無所属だとか、いわゆる政党にならない。

その辺のところを考えていただくと、僕はやっぱり今委員長が言われたみたいに会派制があるので、会派で人をそろえればいいじゃないかという、そういったお話かと思うんですけども、それはそれでやっぱり一つの考え方かもしれないけれども、僕は前から言ってるんですけども議長、正副議長は会派を離脱せよということは僕は前々から理論であるんですけども、そういったことを考えていくというと、やはりそれだけの権限を持った人がその会派に所属しとるということになるということ、そこんところを忖度するだとかそういうような形のことも出てくるわけですので、私は、今言ってるみたいに会派が前提だという考え方っていうのは僕は市議会にはなじまない。一人会派でやっているところでも、いわゆる会派制をとってない議会もあるわけですので、その辺のところまで言ってくるといろんな議論が出ちゃうと思いますけれども、少なくとも先ほどから出とるように議論が深まる、そういったことが前提ですので、そのためには、実際にある程度それを勉強していくにしてみたってある程度の勉強する時間が必要なわけですので、早く議案が手元に来ればいいですよ。今の場合というと、議案やなんかが送られてくるのも議運の前日だとかそういったときに送られてきておって、それから目にするわけじゃないですか。そういったことも僕は考えていただきたいと思いますので。

ですから、通告なしで関連質問を認めてほしいというのは、そういったことで書いてあるんです。

以上です。

意(16) これはあくまでも市の当局が出してきた議案についての総括質疑であって、一般質問という、いわゆる市の全般を、どういうところを聞くのか、当局もなかなか絞ってもらわないと答弁できませんよっていうものとは全く違うわけで、市がしっかり勉強して、市が責任を持って、市が自信を持って出してきた議案に対する質疑になりますので、これに関しては、もう本当に前日まで、当局のほうは、私はきちんと逆にそこは勉強してきてどんな質問が出て

きても答えられるようにしておくというのが私は当局の役割だと思っておりますので、こちらとしては先ほど今、黒川議員がおっしゃったように1週間ぐらいで予算、決算もどこがどうなのかっていうポイントとか、どこを聞かなきゃいけないのかっていうところを決めるっていうことは非常に困難だなと私は思っておりますので、やはりこれは、せめて前日ぐらいまでということで締め切らせていただかなきゃいけませんし、あと追加議案とか、それから今回のように付託を間違えてましたっていうことになった場合に、逆にぎりぎりまでにしておけば対応も何とかできるのではないかと思いますので、そういう考えでいきたいと思えます。

意(10) この報告書の受付についてここに書いてあるように、あくまでも定例会開会2日目の午後5時までとするということで試行ということでやるっていうことで、多数決でこれを試行するというところで12月定例会をやって、また今後、3月定例会においてもまだ試行期間ということであれば、このままでやるということで。また今、意見が出るとなるようなことになると、また戻ってる意見を言われてますので、それでは議論というか検討するあれもできないと思えますので、このままでやっていただければと思えます。

委員長 ほかに。

意(9) いろいろと御意見ありますけども今、10番委員さんが言ったとおりにかなと思えますし、そもそも通告制をなぜ入れるかっていうのも各議員さんとかからの質疑が質問に変わってるという部分もありまして、当局もいまいち何を聞きたいのか、何を質疑として聞いているのかっていうのをやっぱり分かりづらくて答弁と質疑がかみ合っていないっていうのが非常に多かったのかなっていうのもありますので、一度やるというふうに決めていますので、しっかりとこのまま進めてもらってもいいのかなというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

意(16) 我々議員は、やはりしっかり議会で発言し、議論し、熟議し、そして一生懸命勉強した上で、市民のためにはどうすることがいいのかっていうのを最終判断するという非常に大きな責務があると思っております。

そういう中で、やはりしっかり熟議、審議できる場を逆につくっていかなく

ればいけないというふうに私は思うので、本当に私は通告制をまず入れてほしくないなと思いますし、もし順序が分かりやすいとか発言の順番が明確であるとかそういうことであれば、もう討論と一緒に前日にやればいいことかなと思います。

それで先ほどから言われているように、ここまで来たんだからって言われるんですけど、やってみても、いや、あんまりうまくいかなかったなと思ったらやめるっていう決断も必要だと思いますし、別に戻っても私はいいと思ってます。

ですから、もしこの定例会の2日目の5時までとするっていうことで決めたっていう議員さんにはちょっとこれお聞きしたいんですけど、今回のように付託が間違っていましたとか、それから追加議案がありましたっていう場合は、どのように対応されるのかなっていうところはお聞きしたいなと思います。

意（7） 通告書の受付については、定例会開会2日目の午後5時までで大方の議員もいいと思ってらっしゃるので、これはこれでいいと思いますし、レアケースについては、その都度議運で諮って決めていると思うんでそれでいいのかなと考えています。

意（16） 私が委員になってからレアケースというか今回初めて通告制を入れたんですけど、今回の委員会付託を間違えてたとか追加議案がありましたっていうことについては、私はそれは議運に諮られてないと思うんですけど諮られてたんですか。諮られてないんですよ、今諮られてるような発言だったと思うんですけど。

#### 複数の不規則発言あり

委員長 だから追加議案だとか、それからケアレス的なミスも含めて、当局からの上程だとか事務局での付託先の間違いだとかそういったものは本来はないということなんですけども、追加議案については、当然これ、例えば国の予算だとか県の予算だとかっていうのが急についてきて出せるようになるってことは今後まだ可能性はあると思います。だからそういうときは、ここでの話では

なくって追加議案があったときはどうするんだと、別の議論にしていけないと本来の上程されるとき議案に対して総括質疑をどうしますかというところとはちょっと一緒には議論できない話になるものですから。

意（16） 先ほど、通告制をやってよかったっていう意見とか、そうではないっていういろんな意見がありました。それぞれ多分感じることは違うのかなと思うんですけど、やっぱりそれぞれ何かもっとかみ合った答えがほしいっていう方もいましたけど、残念ながら私が担当で聞いてもかみ合わないなと思いつつながら、かみ合わないけどこれ分からないかなと思って本会議で聞く、それでもまた周りからかみ合わないと言われるかもしれません。

でも、やはり当局が出してくる以上は責任持って出してきてほしいですし、しっかり議論したいと思います。

ですから、私は逆に、西尾市さんのほうで聞くと、しっかり答弁ほしい議員さんは通告くださいって言うてる部署もあるようですし、逆に通告したい議員さんはしてない。別に通告なく、する必要ないって判断して、してない議員さんは判断してないわけだから、特にこの通告書の受付についても、どうしてもやってほしいという人は、2日目から私は前日まで受け付けるということでやっていけばいいんじゃないかなと思うんですけど、そこを一律にしないといけないうかさね。逆に、前日まで出せば別に順番はすぐ事務局のほうで決められますので、そこまで私は決めなくてもいいのかなと思うんですけど。逆に、意見出しにくいです、それ。

問（8） 一点、確認させてください。

今、通告の日にちのことを言うておりますけれども、実際タブレットに議案を載せてもらえるのはいつ載せてるんですか。

答（事務局 副主幹） 議案等は議運の当日8時30分にタブレットに載せるよう設定しております。

問（8） それもっと早くすることできないんですか。

答（事務局 副主幹） それは当局に確認しないと分かりません。

意（8） 今の話じゃないけれども、いわゆる、今言った定例会開会の2日目の午後5時って言うて、それが今現在、議運の当日に出てくるので日にちが短

いけどそれをもっと早く、いわゆる案内通知はもっと早く出ますよね、議運の開催通知。だったらそのときに一緒に出してくれればいいだけで、そういったことを考えてもらえないの。

意（9） 8番委員さんにちょっとお伝えしたいんですけど、議案説明会がある前に資料を出せていうのは、ちょっと僕おかしな話だなと今思って聞いて、申し訳ないけども、だったら議案説明会とかをもっと早くするって話なら分かりますけど、議案説明会よりも先に資料をよこせというのはちょっと違うのかな。

それはまた制度上の話で話をすればいいのかなっていうふうに思うので、議案説明会よりも前によこせていうのはちょっと違うと思います。

意（8） とにかく日にちをずらすとかどうのこうのって言って、今の話じゃないんですけども、実際に議案説明会というのはいつやらなければいけないというそういう話じゃないでしょ。

複数の不規則発言あり

委員長 基本的に告示日が、例えば、今度、臨時会ですよね。それで、今日告示日じゃないですか。告示日が、議案の開示の日なんですよ。

だから、それを前にずらすっていうのは、時間をとるってことはそういう話になってくるじゃないですか。

だから、例えば、定例会開会2日目の午後5時っていうものを総括質疑の前日までにするっていうと2日間ぐらい多分延びるんですよ。土日が入れば4日ぐらい出るかもしれません。だけど、そこの議論とはまた別の話じゃないですか。

要は、議運の開催を今1週間前ですけど、これを10日前にしろとか2週間前にしろとかっていうことです。これは多分当局的にはできないと思いますよ。

告示前に議案を出すっていうことは到底できませんので。

複数の不規則発言あり

委員長 何度も申し上げますけども、基本的に総括質疑っていうのは、大半の委員会付託される議案の総括質疑になるわけですよ。

ですから、時間がある、ないっていうこと言うのであれば、この後でまた議論していただきますけども、例えば予算があるよとか決算があるよとかっていった場合、これは通常の定例会よりも議案の量が格段と増えますよね。それはどうしようという話をするならあれですけども。

ですから、そういうことを考えて、そういう前提で話をしてくださいねと私申し上げたと思うんですけども。

意(16) 私は今委員長がおっしゃったように、本当に決算と予算のときは、定例会の2日目の午後5時までには通告書できません。もう時間的なことでできません。

ですから、しっかり勉強する時間をいただきたいと思います。それをもってきちんと議会に出席したいと思います。

委員長 できない、できるは、いろいろと。

意(9) 今の、委員会所属してるからしてないからとかっていう議論を前にもやってましたけど、これをずっとやってると、視察も含めて全部、勉強できないじゃないかと、私たちは勉強したいんだから両方の視察を行かせろとか、そういう話になってくるんで、1個変えるとまたそこもそこもとなっていくんで、今の現状の中で何をどう変えていくかってことを議論してるわけなので、委員会に所属してないから質問がどうこうって話じゃなくて、議会全体として質疑を深めていきたいのであれば、所属しない委員会があっても、まずは総括質疑で自分で聞くところは聞いて、ほかに委員会所属している議員さんに自分が聞きたい部分をお願いするっていうのも一つの手法であると思いますので、何かだんだん話が違うほうへ行っちゃいますので、そこら辺一回ちょっと立ち戻って話をしないとずっと堂々巡りの話になるんで。

8番と16番の議員さん、御理解をちょっとしていただきたいなと思うんですけど、そこら辺を。

意(16) 別に所属してるとかしてないとか関係なく、2日目の午後5時までに予算とか決算のあるときは、通告書を出すのは困難ですっていう意味です。

意（9） もともとこの通告書を出すっていう部分で、当局のほうにも質問の意図だとか質疑の意図だとか、どういうふうに回答を、細かくちゃんと正確な回答を出してもらうために、この通告制をやるっていう話からスタートしてると理解してるっていう形でとってよろしいですか、一度聞きたいんです。イエスカノーかだけ。

意（16） ちょっと今質問よく分からなかったんですけど、私もともとこれは入れないでほしいというのが前提なので。

意（9） 入れないでほしいのが前提だって言ったら、もう今ここで話をする意味がない話であって、みんなで入れていこうという話になって、今どういうふうに改善していくかっていう部分であって、倉田議員が総括質疑の前日までについていう、提出期間を延ばしてほしいよという話であれば、申し訳ないけども、例えば自分が質疑を受ける側の立場になったときに、前日に出されて、しっかりとした回答ができるかっていったらやっぱりそこは数日、日数はほしいって逆に考えませんか。自分が質疑を受けるほうだったらですよ。

だから、申し訳ないけども、今の現状の定例会の開会2日目の午後5時という部分でも、十分勉強する時間がないって言ったけども、それはなんで勉強する時間がないって言い切るのか、そこもよくわかんないですし。

委員長 何か新たな意見があるんであれば発言を認めますけども、同じことの繰り返しであれば、もうこれ以上議論しても致し方ないと思うんですけども。

意（16） 今の柳沢議員の話聞いてると、当局のためにやるっていうふうに聞こえるんですよ。

だけど当局は、これは本当に一生懸命、事前からすごく準備して練って練って練りに練ってどんな質問が来てもいい状態で、我々に逆に出してきてくださいねっていうことをしてかないといけないと思うんですよ。

逆に当局に質問全部お伝えして、シナリオを書いてそれを答えればいよいよっていうふうにするほうが、我々は責任を果たしてないと思います。

意（9） 倉田議員、もともとこの総括質疑の通告制導入っていうのは何で出てきたか、今までずっとなかったのが何で出てきたかっていうと、申し訳ないですけど、倉田議員みたいな方が、要は総括質疑の部分で質問をしたり自分の

考えを言ったりっていう形がすごく長くて、どういう質疑をしてるのが当局も全く分かんないから変な回答が出てくる。

要は、質疑と回答がかみ合っていないのが続いてきてるから、ちゃんと通告書を出してもらって明確に分かりやすいほうにしていきましょうよというのがまず第一前提であったと僕は思ってますので、そこをもう少し御理解をして意見を言っていたきたいなと思います。あなたのことですから。

意(16) 私今すごく誹謗中傷を受けたなっていうふうに感じてます。

もし私の質問がまずいのであれば、それは議長が今の質問はこういう理由でこの分は駄目ですとかってその場で言っていたかなければいけない話だと思います。

私は全くもって、きちんと質疑をしております。

例えば、何か条例を変えることによって、ほかのことに影響が及ぼされることもありますから、それも含めて私はしっかり聞いてるんです。それは本当に市民のためだと思って私は聞いてるわけで、そういうところまで今当局のほうになかなかしっかり審議して、それを我々にペーパーで分かるように見せていただいて、その上で我々が審議するってことが、今ちょっと逆にできてないと私は思っているんで、逆に私は当局がもうちょっとしっかりいろんな議案とか条例改正を行ってくるのであれば、もう少し法律に基づいてしっかり出してくるべきだと私は思ってます。

それが今できてないなと思ってるから問題だと私は考えております。

委員長 全く関係のない議論になっておりますので。

要は、総括質疑でやるべき質疑かどうかという部分が最も今欠けてると私は委員長として思ってます。この件についてずっと議論を皆さん方から聞いてきた中で。

委員会でやるべきところ、総括質疑であるべきところ、そういったところをわきまえてやっていけば、もしかしたら通告制なんか導入しなくてもいいのかもしれない。

ただそれは、それぞれの議員さんたちの中で差があるんですね。自分が聞くべきことだとか、聞きたいことだとかっていうレベルの中に差があるのか。

あるいは、置かれてる立場の、例えば男性、女性でも違うでしょうし、年齢によっても違うでしょうし、それから、家族構成そういったものによっても違うでしょうし、そういったところによって自分は総括で聞くべきことだというふうに思われるかもしれない。だけど、これを総括質疑で突き詰めていってしまうと、委員会に付託したときに委員会での議論というのは展開がほとんどできなくなってしまうんですね。

それこそ重複した質疑っていうのは、できるだけ避けるということをやっている中で言うと、そういう話になってきてしまうんですよ。

意（6）　そもそも総括質疑の通告制という原点に戻ってもらいたいんだけど、市民に分かりやすくするためにこの制度っていうのを始めたというか、やっとなと思うんですけれど、なぜその中に、私は分からないだとか自分が理解できないだとか、そういうことを言うこと自体がおかしいと思うんだけど、もし自分自身が聞きたいことがあれば、別に通告制だもんで出せばいいだけで、別にそれで聞かんでもいいことだし、そういったことをそもそもやるという段階でもう決めたことだもんで、それに関して時間が、例えば、翌日の5時までだったら、これを翌々日の5時までにしてくれたとか、そういった話はまず出てきてもいいことであって、初めの議論にまた戻っていくこと自体がちょっとよく分からんだけど、そこら辺、皆さんお願いしたいと思う。

委員長　今、議論と言われているところが、今日の決めていかなければならない議題の部分と少しずれてきてしまってるんで、今回、資料として出させていただいたものは、修正案としてこれをとるかどうするかということを皆さん方にお諮りするためにこういうものをつくらせていただいたもんですから、まず、通告書の受付について、修正案をどうしますかというところで今、御意見をいただきましたと思います。

これに関しましては、採決をしていって決めていかないと次に進みませんので、これは赤の修正が入ってない部分はおおむね皆さん方オーケーだということだと思いますから、一つずつそのような形で皆さん方にお諮りをしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、まず通告書の受付について、修正案では総括質疑通告書の提出は総括質疑の前日までとするというふうにございます。

この修正案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、通告書の提出については、ここに書いてあるのは少し先ほどの話とは違って分かりにくいんですけども、しっかりと文書は事務局のほうにまたつくらせませけれども、基本的に本人が事務局に持参することを原則とするが、同一会派者による持参も可能とするということに加えて、メール、ファクス等での提出も可とするというような形にしていきたいと思っておりますけども、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのように修正させていただきます。

それから、確認も含めてこれそのまま読んでいきますけど、質疑の順序は、質疑当日1議案ごとに挙手して議長の許可を得なければならない。2人以上が発言を求めたときは、議長は先挙手者と認める者から指名して発言をさせる。質疑の方法は自席にて行う。質疑の回数は同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。質疑の時間は、制限しない。スキームは、ここに書いてあるとおりであります。

それでは、(8)の無通告者の発言でありますけれども、無通告者は委員会における質疑を活発にするため、発言は行わない。というのが前回の取組の中

で、修正案として、通告なしで関連質問を認めるというものがありましたけども、これに対しての御意見ございますでしょうか。

意（16） 私も、これ通告なしで関連質問はしてもいいってことにしていかないと、ただ単に、出来上がった文章を読むだけになってしまいますので、しっかり熟議するためには、関連質問を認め、活発な議論をしていきたいと思っております。

委員長 出来上がった文章を読むだけというのは、どういうことですか。

意（16） 皆さん質問つくってきますよね。当局も通告しておくから、先ほど柳沢議員の話だと答えを用意してくんできますよね。

#### 複数の不規則発言あり

委員長 準備をするっていうのと書かれた文章を読むだけっていうのは全然違うじゃないですか、意味が。だから、失礼なことに当たるといけないんで今確認したんですけど。

準備をするっていうのは別にそれ誰でも準備をされると思いますよ。

意（16） だから準備をしたら、書いたものを皆さんそれを読み上げるから一緒じゃないんですか。

ですから私はそれだけでは、ほかの人の意見を聞いてやっぱりいろんな多様な意見が入ってこそ私は議会だと思いますので、ほかのいろんな御発言いただいた上で、やはりこういうところの疑問点については聞かないといけないなっていうところは絶対出てきますので、それをできなくするっていうのは逆にちょっと議会としての在り方として問題ではないかと思っておりますので、私はこの修正案には賛成したいです。

問（9） 8番、16番さんが言ってる関連質問というのは、どういったことですか。

答（8） 私は、関連質問というのは、質問を議員がするわけじゃないですか。そうすると、それに対して答弁が出てくると思うんですけども、その答弁がしっかりした答弁だったらいいですけど、もう少しこういうことを聞きたいな

ということが出てくるじゃないですか。いわゆる一般質問の関連質問や何かは一緒ですけども、それと一緒にです。

ですから、人が質問することを聞いておって、このことを聞いてみたいなどいうことは出てくるわけですので、ですから先ほど僕が書いたみたいに、当局のほうは、関連質問だったらそれに対して、当然、答弁してるわけですので、それらの関連だったら、そのときに質問をしたって答弁できるじゃないかということで関連質問は認めてほしいと。

当初、市政クラブも関連質問が認められるってことが書いてあったんですけども、それが途中から関連質問を認めないという話になったわけですので、関連は認めていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意（9） 今聞いてると、一般質問の関連質問みたいな話をされてるんですけど、質問と質疑とは違うので、そこが外れてってしまうと非常にどうなのかなと。

それを実際してる方がいるから変な話にもなりますし、先ほどもずっと話が出てますが、大綱的な質疑に限るとというのが総括質疑であるということを考えて、そのあと委員会があるわけですので、もうこれ以降、何も聞けないわけじゃないので、なおのこと委員会で掘り下げればいい話だと思いますので。

意（8） 僕が総括質疑について聞いておったのは、いわゆる自分の所属委員会のことを聞くなど。それは委員会で聞けるんだからそれは総括で聞くじゃないということを僕は先輩議員から言われてました。

今の状態は、いろいろな人の考え方があると思いますけれども、いわゆる総括質疑だから、いわゆる自分の所属委員会のことでも聞けるだとか、そんなようなことで考えてみえる方がおるみたいですが、僕は基本的には、所属委員会に入っていない、そういうことについて意見を言わないということと審議するにしてもできないじゃないですか。だから僕は関連を認めよということ言ってるんです。

基本的には、総括は所属委員会以外、僕はちょっと後の定数条例のどこにも書いてありますけれども、僕は2委員会でもいいということ言ってるんですけ

れども、僕は2委員会とも両方所属させてほしい。

そういう具合で、基本的には所属委員会以外のことを聞くというのを原則とするときちっと決めていただければ、今言ったような問題は起きないんじゃないですか。

意(6) 関連質問がしたければ別に出せばいいことであって、出さんどいて人の意見に対して、自分はこう思うからということで、その質疑なんて到底おかしいと思うんだけど、自分は聞きたいことがあれば、出しとけば済むこと。

意(8) 人の質問を聞いてって、この質問はもう少し詳しく聞きたいなということが出てくるんですよ。それだけのことです。

意(16) 今おっしゃったこともそうだし、ほかの議員が質問されたことに関連して、こういうのを聞きたいなっていうのもそうだし、逆に、当局の答弁に対しても、もう少し深く知りたいとか、逆に全然意味分からないからもう少し詳しく説明してほしいとか、当日しかできないことがあるわけなんで、それが関連質問だと思うので、ですから通告はできないわけですからね。その場になって起こったことで聞くっていうことなので、事前の通告はできませんので、柴田議員の考えがどういうところを、基本的な部分が違うのかなと思うんですけど。なので私は、関連質問は当日、聞いて出てくることですので事前にはできません、通告。

委員長 基本的に関連質問というのは、要は関連した質疑ですよ。関連した質疑が出てくる可能性があるのであれば、通告すればいいじゃないですか。

そうじゃないですか。

意(6) 事前に議案を説明してくださいと、例えば、議員がグループに行ったときにある程度説明はしてくれます。

その中で、分からんことがあれば質疑で問いただせばいいだし、人の意見を聞いて自分は違うんだとか、そんなことはどうでもいい。もしそういうことが聞きたかったら、自分で出しときゃいいです。それで、質疑しようがしまいが、私は関係ないと思う。

実際、関連質疑したかったら、きちんと提出しときゃ別にそれで済む世界で

あって、何もそんな人の意見を聞きながら、自分はこうだああだあって、そんな意見なんか言わんでもいいと私は思っています。

大体、議案自体の内容と違うことばかり皆さんしゃべるので、そんなことは関係ない。要するに、その提出議案に対しての内容だけを聞けば総括は済むはずなので、そこら辺のことをもっと皆さん理解していただきたいと思います。  
意（10） あくまでも無通告者の発言については、発言を行わない。

今、16番議員が言われた、誰が何を質問するか分からないんじゃないかと、あくまでも議員としては通告を総括でする内容はどうなってますのでそれは事前に見えることであって、それは当てはまらないとは思いますが。

委員長 様々意見出てますけども、通告者発言については、一度ここで決を採りたいと思いますけども、よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは、無通告者の発言に関しまして、修正案では、通告なしで関連質問を認めるというふうにございます。

この修正案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数であります。

よって、修正案は否決とさせていただきます。

無通告者は委員会における質疑を活発にするため、発言は行わないということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ただいま言った無通告者の発言というのは、関連質疑を含むということをお願いいたします。

それから、次に（９）総括質疑通告書の書式について、別紙のとおりということで、修正案が青政会さんのほうから出されておりますけれども、こちらのほう御意見のある方。

意（７） 歳出で、今、事業別予算なので事業名を省くとちょっと分かりにくくなるのかなっていうのが感覚にあるんですけど、その点はいいですか。

意（６） 節の、例えば、１節で文書管理事業の１の文書とか、そういった簡単なあれで済むんじゃないかと私は考えております。

委員長 要は、もう少し簡略化したほうがいいということですよ。書式として。

他に御意見ある方いらっしゃいます。

意（３） 前回、12月のとき皆さんがどうやって出されたかっていうのはわかんないんですけど、自分のほうは事業名プラス質問の簡単な内容まで書かさせていただきました。

この通告制をするということは、やっぱり先ほど来言ってますけど、当局からしっかりした答えをもらいたい。答えをもらいたいんだったら議案名だけじゃなく、ある程度の質問を書かないと当然、しっかりと答えをもらえないと思いますので、僕はこういったところに本当は事業名プラス簡単な内容まで書くべきではないのかなと。それを当局から、提出した後に聞き取りをしろということも考えとしてあるかと思いますが、通告をするということはある程度こちらから、答えをいただきたいならできるだけ範囲で事業名プラス内容まで書いたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

意（６） 補正だとかそういったあれはいいんですけど、私が言っているのは当初予算だとか決算だとかそういったことに関してそんな細かくまでやる必要ないじゃないかなと思って言っておることであって。補正は別にいいですよ。だから、当初予算と決算についてだけのことで私は書いたつもりだけ。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 実は、この書式も含めてなんですけれども、3月定例会は当初予算があります。そのときの総括質疑の通告制、総括質疑の在り方みたいなものをどう考えたらいいだろうかということをやっと事務局だとかとお話をさせていただいたんですよ。そのときに、ここの部分とはまた別で、要は、新年度からのこの高浜市議会の委員会の在り方だとか予算、決算の委員会の在り方だとかをここである程度道筋をつくっておかないといかんだらうと。その道筋の中で、3月定例会で議会で可決をしておかなきゃいけないこともここで決めて、議運に諮って、それで3月定例会の最終日まで議決をしておかないと。要は、道筋のない形でスタートさせてしまうということになってしまうんじゃないかなということをやっと話をしたところでなんですよ。

そのときに、特に予算、決算の総括質疑、これを通告制でやるとしたときどのような形が望ましいのかっていうふうに考えたときに、一つの例ですよ、例えば、主要・新規事業に限ってだとかね。それから、格段に予算がすごく上がったものだとか、格段に予算が下がったものだとか、なくなっちゃったものだとかも含めてというような限定的な形でやっていくとすごく大綱的なあれになるのかな。

極論を言うと、例えば、昨年と今年と民生費が5%も上がってますけど、というような話。そういったようなところに限っていけば、そんなにたくさんのが通告の中に上がってこないのかなという気がしたんです。私が言ってるのは、そういうことをイメージしてくださいということで皆さん方にお諮りをしてるんですけども。

予算とか決算の大綱的な質疑ってのは何でしょうかっていう話ですよ。非常に難しいところだと思いますんで、それを3月定例会に向けてここで議論していくっていうのはなかなか難しいと思うんです。

ですから、今私が言ったようなイメージを思い浮かべながら通告制というものの、あるいは大綱的な総括質疑と予算、決算における大綱的な予算、決算の質疑というものを思い描きながら考えていただきたいなというふうに思うんですけども。

意(3) 今、委員長言われるように、予算、決算についてのこと、大綱的な

こと、この組織についてもそうですけど、今日、時間も過ぎてます。12時を超えてます。持ち帰りという形ではいけないんでしょうかね、それは。

委員長 どっちみちまだ後半戦のほうが残ってるんであれなんですけども、持ち帰りというお話もありますけれども、次回の開催、できるだけ皆様方の負担を減らすために考えておった日程が25日、臨時会の2日目の臨時会終了後、やれる時間がある場合ですよ。例えば、夕方5時とかになっちゃった場合は難しいと思いますけども、できるだけ別の御足労をかけないような日程でいかないといけないかなということを考えてますし、先ほど言ったように、お尻が決まってるんですよ。3月定例会の最終日に提出するような条例改正が必要なものがあつた場合には、3月定例会の福祉文教委員会の後の議運に出せるように持ってかなきゃいけないんで。

それでは次回の日程としてはよろしいですか。今日少し途中ではありますがありますけれども、(8)までは一応決定をさせていただきましたので、(9)に関しましては、もう一度皆さん方、御検討いただいて、次回、そこからスタートをさせていただきますたいと思います。

それから、その次に定数見直しに伴って決めなければならないことということがありますけれども、そのときに、皆さん方からいただいた意見、もう一度よく見てきていただいて、総括質疑の通告制の施行後の振り返りの3番目、予算・決算特別委員会に向けて検討すべき事項というのは、3月定例会に向けての部分と、それから新年度に向けての部分と分けてやるということで、これも皆さん方よろしいですかね。

## 意 見 な し

委員長 以上のことを次回進めさせていただきますので、今日はこれにて閉会と。

意(9) 一点追加をしてほしいんですけども、先ほどお話があつた、(2)の通告書の提出の部分で、メール等も可というお話でしたけども、例えばメールなのか、例えばラインワークスなのか、ファクスなのか。そこら辺先ほども

メール等でも来てる来てないとか云々って話もありましたので、明確なものがある程度絞ったほうがいいのかなどというふうに思うんですけども、それも含めてちょっと持ち越し。一旦、持って帰って各会派さんというか議員さん、考えていただいたほうがいいのかなどというふうに思いますので、そこも追加をしていただきたい。

委員長 では、一応、電子的な連絡の仕方、通告の仕方に関しましては事務局のほうから、こういうやり方っていう例を挙げさせていただいて、新年度はほかのものも含めてのことになるかもしれませんが、例えば、一般質問の通告書だとか討論の通告書だとか結構ありますもんね、持ってこなきゃいけないものっていうのが。

不規則発言あり

委員長 それでは、よろしいですかね。

意見なし

委員長 以上をもって議会改革特別委員会を閉会とさせていただきます。

委員長挨拶

閉会 午後0時15分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長